

遠隔手話通訳サービスの導入について

事業概要

手話言語の使用を促進する環境の整備に向けて、手話を言語とする方が区の窓口や区内施設において、通訳者が同行できない場合でも手話を利用できるよう、スマートフォンやタブレットを活用した遠隔手話通訳システムを本年度、区が重点的に行う優先度の高い施策（重点施策）とし、7月に各窓口に導入。

サービス提供について

○窓口用タブレット端末による遠隔手話通訳サービス

各窓口に配架しているタブレット端末により遠隔手話サービスを利用

- ・タブレット端末配架場所

文京シビックセンター：国保年金課、税務課、障害福祉課、生活福祉課

生活衛生課、予防対策課、子育て支援課、戸籍住民課

文京区役所出先機関：児童相談所、保健サービスセンター本郷支所、教育センター

福祉関係施設：障害者基幹相談支援センター、本富士生活あんしん拠点

富坂生活あんしん拠点、大塚生活あんしん拠点

地域活動センター：礫川地域活動センター、大原地域活動センター

大塚地域活動センター、音羽地域活動センター

湯島地域活動センター、向丘地域活動センター

根津地域活動センター、汐見地域活動センター

駒込地域活動センター

○スマートフォン等による遠隔手話通訳サービス

ご自身のスマートフォン等で各窓口に用意された QR コードを読み込むことで、遠隔手話通訳サービスを利用

- ・QR コード設置場所（詳細な設置場所は別添資料に記載。）

文京シビックセンター内 39 か所

福祉関係施設 12 か所

図書館 10 か所

区民施設 7 か所

文化施設 1 か所

体育関係施設 3 か所

児童館 15 か所

その他施設 1 か所

計 88 か所